

# 大分県報

令和三年  
第二三七号  
八月二十七日

（金曜日）

## 告示

### 大分海区漁業調整委員会告示

- 一 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定（三件）
- 四 伊予灘海域におけるたちうお浮きはえなわ漁業の禁止
- 五 採捕禁止区域におけるあさりの採捕の禁止
- 五 豊前海におけるあさりの採捕の禁止
- 六 かく長三センチメートル以下のあさりの採捕の禁止

### 内水面漁場管理委員会告示

- 六 こいの持ち出しの制限
- 六 こいの放流の制限等
- 七 落札者等の公示（二件）
- 七 情報公開条例運用状況
- 七 個人情報保護条例運用状況
- 九 競争入札参加者の資格に関する公示
- 一一 一般競争入札の実施

## ○告示

### 大分県告示第五百二十五号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として、次のとおり指定する。

令和三年八月二十七日

大分県知事 広瀬 勝貞

土砂災 法第九条第二項に規定

令和三年八月二十七日

指定区域の名称	所在地	指定の区分	害の発生の原因となる自然現象の種類	区域の表示	する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成三十三年政令第八十四号）で定める事項	備考
(D) 真中(1)	豊後高田市田染相原	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	急傾斜地の崩壊	別図のとおり	別図のとおり	（「別図」は、省略し、豊後高田土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）
上村第2(B)	豊後高田市小田原	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	急傾斜地の崩壊	別図のとおり	別図のとおり	
(B) 陽平①	豊後高田市田染平野	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	急傾斜地の崩壊	別図のとおり	別図のとおり	
(C) 上野②	豊後高田市田染平野	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	急傾斜地の崩壊	別図のとおり	別図のとおり	
(B) 山ノ下	豊後高田市小田原	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	急傾斜地の崩壊	別図のとおり	別図のとおり	
(C) 茂原②	豊後高田市田染	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	急傾斜地の崩壊	別図のとおり	別図のとおり	
① 迫	豊後高田市田染	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	急傾斜地の崩壊	別図のとおり	別図のとおり	

大分県報（告示）

ホキ(C)	ホキ(B)	相原②	本谷(B)	上野④(B)	陽平③(C)	七田①(B)	平原②(B)	宮ノ前
豊後高田市 田市	豊後高田市 田市	豊後高田市 田市 相原	豊後高田市 田市 相原	豊後高田市 田市 上野	豊後高田市 田市 平野	豊後高田市 田市 小田原	豊後高田市 田市 染路	豊後高田市 田市 染路
土砂災害警戒区域及び土砂	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり
別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり

須藤寺	国東市 安岐町 掛樋	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	急傾斜地の崩壊	別図のとおり	別図のとおり	（「別図」は、省略し、国東土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）
指定区域の名称	所在地	指定の区分	土砂災害の発生の原因となる自然現象の種類	区域の表示	法第九条第二項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成十三年政令第八十四号）で定める事項	備考
<p>大分県告示第五百二十六号 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として、次のとおり指定する。</p> <p>令和三年八月二十七日</p> <p>大分県知事 広瀬 勝貞</p>						
新城	豊後高田市 田市 加礼川	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	急傾斜地の崩壊	別図のとおり	別図のとおり	
新城(J)	豊後高田市 田市新	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	急傾斜地の崩壊	別図のとおり	別図のとおり	
ホキ	豊後高田市 田市 田	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	急傾斜地の崩壊	別図のとおり	別図のとおり	
田	豊後高田市 田市 田	土砂災害警戒区域	壊	別図のとおり	別図のとおり	

赤二田	④小ヶ倉	広永	払④	小田	奥ヶ迫 (A)越	宮原	吉松	屋那瀬
国東市 安岐町 山浦	国東市 安岐町 山口	国東市 安岐町 吉松	国東市 安岐町 両子	国東市 安岐町 富清	国東市 安岐町 油留木	国東市 安岐町 朝来	国東市 安岐町 吉松	国東市 安岐町
土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域
急傾斜 地の崩 壊	急傾斜 地の崩 壊	急傾斜 地の崩 壊	急傾斜 地の崩 壊	急傾斜 地の崩 壊	急傾斜 地の崩 壊	急傾斜 地の崩 壊	急傾斜 地の崩 壊	急傾斜 地の崩 壊
別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり
別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり

令和三年八月二十七日

--	--	--	--	--	--	--	--	--

山浦	山田③	六ツヲ サ	小ヶ倉 ②	<p><b>大分県告示第五百二十七号</b></p> <p>土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として、次のとおり指定する。</p> <p>令和三年八月二十七日</p>					
山浦	国東市 安岐町 吉松	国東市 安岐町 大添	国東市 武蔵町 吉広	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域
災害特別警戒 区域	災害特別警戒 区域	災害特別警戒 区域	災害特別警戒 区域	災害特別警戒 区域	災害特別警戒 区域	災害特別警戒 区域	災害特別警戒 区域	災害特別警戒 区域	災害特別警戒 区域
壊	急傾斜 地の崩 壊	急傾斜 地の崩 壊	急傾斜 地の崩 壊	急傾斜 地の崩 壊	急傾斜 地の崩 壊	急傾斜 地の崩 壊	急傾斜 地の崩 壊	急傾斜 地の崩 壊	急傾斜 地の崩 壊
別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり
別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり

大分県報（告示）

小津留	草深③	塩手②	橘木	宇土① (B)	渡瀬② (D)	提灯谷	立石③	篠田③ (B)
竹田市	竹田市 直入町 大字上 田北	竹田市 直入町 大字下 田北	竹田市 直入町 大字上 田北	竹田市 直入町 大字上 瀬	竹田市 大字渡 瀬及び 山田	竹田市 大字竹 田	竹田市 大字向 山田	竹田市 大字吉 田
土砂災害警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域
急傾斜	急傾斜 地の崩 壊	急傾斜 地の崩 壊	急傾斜 地の崩 壊	急傾斜 地の崩 壊	急傾斜 地の崩 壊	急傾斜 地の崩 壊	急傾斜 地の崩 壊	急傾斜 地の崩 壊
別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり
別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり

（「別図」は、省略し、竹田土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）

### ○大分海区漁業調整委員会告示

#### 大分海区漁業調整委員会告示第十三号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百二十条第一項の規定により、次のとおりたちのお浮きはえなわ漁業を禁止する。

令和三年八月二十七日

大分海区漁業調整委員会会長

小

野

眞

一

#### 一 禁止区域

伊予灘海域（点コと点サを結ぶ直線、点ス、点ツ及び点セを順次結ぶ直線、点テと点トを結ぶ直線、点チと点ナを結ぶ直線並びに点サと点ス、点セと点テ、点トと点ナ及び点コと点チをそれぞれ結ぶ最大高潮時海岸線から八千メートルの線で囲まれた海域をいう。）のうち、伊予灘協定東部海域（伊予灘海域のうち点ケと点シを結ぶ直線以東の海域をいう。）並びに山口県及び愛媛県の最大高潮時海岸線から一万メートル以内の海域

点ア 大分県大分市関崎

点イ 大分県東市安岐崎沖灯浮標

点ウ 大分県東国東郡姫島村姫島灯台

点エ 山口県熊毛郡上関町小祝島西端

点オ 山口県熊毛郡上関町祝島北西端

点カ 山口県熊毛郡上関町祝島西南端

点キ 山口県熊毛郡上関町祝島東端

点ク 愛媛県西宇和郡伊方町見舞崎灯台

点ケ 愛媛県西宇和郡伊方町佐田岬灯台

点コ 点ウから点エ見通し八千メートルの点

点サ 点エから点ウ見通し八千メートルの点

点シ 点オから点ウ見通し五千メートルの点

点ス 点キと点クを結ぶ直線と山口県熊毛郡上関町ホウジロ島の最大高潮時海岸線から八千メートルの線との交点

点セ 点クから点カ見通し八千メートルの点

点ト 点クから点カ見通し八千メートルの点

点チ 点キと点クを結ぶ直線と山口県熊毛郡上関町ホウジロ島の最大高潮時海岸線から八千メートルの線との交点

点ナ 点キと点クを結ぶ直線と山口県熊毛郡上関町ホウジロ島の最大高潮時海岸線から八千メートルの線との交点

点コ 点ウから点エ見通し八千メートルの点

点サ 点エから点ウ見通し八千メートルの点

点ソ 点ケから点シ見通し八千メートルの点  
点タ 点アと点イを結ぶ直線と点セと点ソを結ぶ直線の延長線との交点  
点チ 点アと点イを結ぶ直線と大分県国東半島の最大高潮時海岸線から八千メートルの線との交点

点ツ 点キと点クを結ぶ直線と点ソと点セを結ぶ直線の延長線との交点  
点テ 点セと点タを結ぶ直線と愛媛県佐田岬半島の最大高潮時海岸線から八千メートルの線との交点

点ト 点セと点タを結ぶ直線と大分県大分市高島の最大高潮時海岸線から八千メートルの線との交点  
点ナ 点アと点イを結ぶ直線と大分県佐賀関半島の最大高潮時海岸線から八千メートルの線との交点

二 禁止期間  
令和三年十月一日から令和四年九月三十日まで

#### 大分海区漁業調整委員会告示第十四号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百十条第一項の規定により、次に掲げる区域においてあさりの採捕を禁止する。

ただし、大分県が試験研究のために採捕する場合及び大分海区漁業調整委員会が公益上必要と認めた場合は、この限りでない。

令和三年八月二十七日

大分海区漁業調整委員会会長 小 野 眞 一

一 あさりの採捕禁止区域

1 宇佐市地先の次のイ、ロ、ハ、ニ及びイの各点（世界測地系）を順次に結んだ直線によつて囲まれた区域

点イ 北緯三十三度三十四・七八七分、東経百三十一度二十・九〇八分

点ロ 北緯三十三度三十四・八〇五分、東経百三十一度二十・九六九分

点ハ 北緯三十三度三十四・八四七分、東経百三十一度二十・九五八分

点ニ 北緯三十三度三十四・八三三分、東経百三十一度二十・八九六分

2 宇佐市地先の次のホ、ヘ、ト、チ及びホの各点（世界測地系）を順次に結んだ直線によつて囲まれた区域

点ホ 北緯三十三度三十四・八七七分、東経百三十一度二十・九三六分

点ヘ 北緯三十三度三十四・八八一分、東経百三十一度二十・九八九分

令和三年八月二十七日

点ト 北緯三十三度三十四・九一〇分、東経百三十一度二十・九八八分  
点チ 北緯三十三度三十四・九〇二分、東経百三十一度二十・九三三分  
3 豊後高田市地先の次のリ、ヌ、ル、ヲ及びワの各点（世界測地系）を順次に結んだ直線によつて囲まれた区域

点リ 北緯三十三度三十四・九九九分、東経百三十一度二十四・八八二分

点ヌ 北緯三十三度三十五・〇一二分、東経百三十一度二十四・九三八分

点ル 北緯三十三度三十五・〇四一分、東経百三十一度二十四・九一九分

点ヲ 北緯三十三度三十五・〇二七分、東経百三十一度二十四・八七八分

4 豊後高田市地先の次のワ、カ、ヨ、タ及びワの各点（世界測地系）を順次に結んだ直線によつて囲まれた区域

点ワ 北緯三十三度三十五・〇三四分、東経百三十一度二十四・八七八分

点カ 北緯三十三度三十五・〇三九分、東経百三十一度二十四・九一五分

点ヨ 北緯三十三度三十五・〇六四分、東経百三十一度二十四・九一二分

点タ 北緯三十三度三十五・〇六二分、東経百三十一度二十四・八七一分

二 禁止期間

令和三年十月一日から令和四年九月三十日まで

#### 大分海区漁業調整委員会告示第十五号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百十条第一項の規定により、次のとおりあさりの採捕を禁止する。

ただし、大分県が試験研究のために採捕する場合及び大分海区漁業調整委員会が公益上必要と認めた場合は、この限りでない。

令和三年八月二十七日

大分海区漁業調整委員会会長 小 野 眞 一

一 禁止区域

次に掲げるイ、ロ、ハ、ニ、ホ及びヘの各点を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線によつて囲まれた海域

点イ 中津市山国川山国橋右岸下流端

点ロ 山国川山国橋の下流側中央

点ハ 中津市旧小祝漁港突堤の先端の跡に設置した標識（共同漁業の免許の内容たるべき事項等（海面）（平成二十五年大分県告示第三百三十一号）で規定する基点第五十八号）から真方位二百九十六度二十分八十八メートルの点

大分県報（大分海区漁業調整告示）

点二 点八から真方位六度十五分一万七千メートルの点

点ホ 点八から真方位三百四十二度四十分三十秒九千九百四十メートルの点

点ヘ 豊後高田市と国東市との境界の標識（共同漁業の免許の内容たるべき事項等（海面）（平成二十五年大分県告示第三百三十一号）で規定する基点第六十一号）

二 禁止期間等

一 禁止区域

令和三年十月一日から令和四年九月三十日までの間のそれぞれ日没から日の出まで。

ただし、令和三年十月十六日から同月三十一日までの間については終日

### 大分海区漁業調整委員会告示第十六号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百一十条第一項の規定により、次のとおりかく長三センチメートル以下のあさりの採捕を禁止する。

ただし、大分県が試験研究のために採捕する場合及び大分海区漁業調整委員会が公益上必要と認めた場合は、この限りでない。

令和三年八月二十七日

大分海区漁業調整委員会会長

小 野 貞 一

一 禁止区域

次に掲げるイ、ロ、ハ、ニ、ホ及びへへの各点を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線によつて囲まれた海域

点イ 中津市山国川山国橋右岸下流端

点ロ 山国川山国橋の下流側中央

点ハ 中津市旧小祝漁港突堤の先端の跡に設置した標識（共同漁業の免許の内容たるべき事項等（海面）（平成二十五年大分県告示第三百三十一号）で規定する基点第五十八号）から真方位二百九十六度二十分八十分八十分の点

点ニ 点八から真方位六度十五分一万七千メートルの点

点ホ 点八から真方位三百四十二度四十分三十秒九千九百四十メートルの点

点ヘ 豊後高田市と国東市との境界の標識（共同漁業の免許の内容たるべき事項等（海面）（平成二十五年大分県告示第三百三十一号）で規定する基点第六十一号）

二 禁止期間

令和三年十月一日から令和四年九月三十日まで

## ○内水面漁場管理委員会告示

### 大分県内水面漁場管理委員会告示第四号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百一十条第一項及び第七十一条第四項の規定により、次のとおり指示する。

令和三年八月二十七日

大分県内水面漁場管理委員会会長

岩 本 郁 生

一 指示の内容

公共用水面及びこれと連接一体を成す水面において、コイヘルペスウイルス病にかかり、又はかかっている疑いがあると認められた場合は、当該水域においては、内水面漁場管理委員会が承認した場合を除き、こいを持ち出して他の水域に放流してはならない。

この場合、知事は、当該水域の範囲について速やかに公表するものとする。

二 指示の期間

令和三年九月一日から令和四年八月三十一日まで

### 大分県内水面漁場管理委員会告示第五号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百一十条第一項及び第七十一条第四項の規定により、次のとおり指示する。

令和三年八月二十七日

大分県内水面漁場管理委員会会長

岩 本 郁 生

一 指示の内容

コイヘルペスウイルス病のまん延を防止するため、県内の公共用水面及びこれと連接一体を成す水面において捕獲したこいをその場で再び放す場合を除き、次のことを遵守すること。

1 次に掲げる要件の全てに該当するこいでなければ、県内の公共用水面及びこれと連接一体を成す水面にこいを放流してはならない。

(一) コイヘルペスウイルス病の発生が確認された水域（発生確認後、持続的養殖生産確保法（平成十一年法律第五十一号）による適切な処理がまだ終了していない養殖場及び個人の池を含む。）のこいでないこと。

(二) PCR検査（ポリメラーゼ連鎖反応法による検査をいう。）を受け、その結果コイヘルペスウイルスが検出されていないこいであること。

2 生死を問わず、公共用水面及びこれと連接一体を成す水面にこいを遺棄してはならない。

二 指示の期間

令和三年十月一日から令和四年九月三十日まで

令和三年九月一日から令和四年八月三十一日まで

# ○公 告

次のとおり落札者等について公示する。

令和三年八月二十七日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 落札に係る役務の名称及び数量

インターネット閲覧に係る仮想基盤環境調達 一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

大分県総務部電子自治体推進室

大分市大手町三丁目一番一号

三 落札者を決定した日

令和三年六月二十八日

四 落札者の氏名及び住所

NECフィールディング・NECキャピタルソリューション 大分県仮想ブラウザ共同

企業体

代表構成員 NECフィールディング株式会社 大分支店長 家 本 秀 明

大分市都町一丁目二番十九号

五 落札金額

九百七十九円（当環境を利用するパソコン一台当たりの月額。消費税及び地方消費税相

当額を含む。）

六 契約の相手方を決定した手続

総合評価一般競争入札

七 総合評価一般競争入札の公告をした日

令和三年四月三十日

次のとおり落札者等について公示する。

令和三年八月二十七日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 落札に係る物品の名称及び数量

大分県庁個人番号利用事務専用パソコン等 一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

大分県総務部電子自治体推進室

大分市大手町三丁目一番一号

三 落札者を決定した日

令和三年八月五日

四 落札者の氏名及び住所

株式会社JEC C 専務取締役 依 田 茂

東京都千代田区丸の内三丁目四番一号

五 落札金額

百二十四万二千十円（月額。消費税及び地方消費税相当額を含む。）

六 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

七 一般競争入札の公告をした日

令和三年六月二十五日

大分県情報公開条例（平成十二年大分県条例第四十七号）第三十三条の規定により、令和

二年度における同条例の運用状況を次のとおり公表する。

令和三年八月二十七日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 情報公開窓口の利用状況

区 分	利用者数	相談案内件数
情報センター	六、〇二四	三三八
地区情報コーナー	六三六	一〇三
合 計	六、六六〇	四四一

二 公文書の公開請求者数の状況

公開請求者数	備 考
二九五	法人等を含む。

三 公文書の公開状況

1 対象公文書処理件数及び処理内訳

（単位 件）

令和三年八月二十七日

大分県報（内水面漁管委告示・公告）

七

区 分		インターネット情報		映像情報																																
2 対象公文書処理件数の実施機関別内訳	区 分	処理件数	公開	一部公開	非公開	存否応答拒否	公文書不存在	適用除外	取下げ																											
			二、三〇二	一、一七四	一、〇四九	一	二	五九	〇	一七																										
			知事	一、一四〇	議会	一二	教育委員会	七四七	公安委員会	〇	警察本部長	二三五	選挙管理委員会	七四	監査委員	〇	人事委員会	〇	労働委員会	〇	収用委員会	〇	海区漁業調整委員会	〇	内水面漁場管理委員会	〇	公営企業管理者	九四	病院事業管理者	〇	公立大学法人大分県立看護科学大学	〇	公立大学法人大分県立芸術文化短期大学	〇	大分県住宅供給公社	〇
			3 苦情の申出の状況	3 合計	二、二八九	八	二、二八一	八三一	六五	一、六八二	二、二七三	二、〇四五	4 情報提供の状況	4 合計	二、二八九	八	二、二八一	八三一	六五	一、六八二	二、二七三	二、〇四五	5 情報提供の状況	5 合計	二、二八九	八	二、二八一	八三一	六五	一、六八二	二、二七三	二、〇四五				
			3 苦情の申出の状況	3 合計	二、二八九	八	二、二八一	八三一	六五	一、六八二	二、二七三	二、〇四五	4 審査請求の状況	4 合計	二、二八九	八	二、二八一	八三一	六五	一、六八二	二、二七三	二、〇四五	5 情報提供の状況	5 合計	二、二八九	八	二、二八一	八三一	六五	一、六八二	二、二七三	二、〇四五				
			3 苦情の申出の状況	3 合計	二、二八九	八	二、二八一	八三一	六五	一、六八二	二、二七三	二、〇四五	4 審査請求の状況	4 合計	二、二八九	八	二、二八一	八三一	六五	一、六八二	二、二七三	二、〇四五	5 情報提供の状況	5 合計	二、二八九	八	二、二八一	八三一	六五	一、六八二	二、二七三	二、〇四五				
			3 苦情の申出の状況	3 合計	二、二八九	八	二、二八一	八三一	六五	一、六八二	二、二七三	二、〇四五	4 審査請求の状況	4 合計	二、二八九	八	二、二八一	八三一	六五	一、六八二	二、二七三	二、〇四五	5 情報提供の状況	5 合計	二、二八九	八	二、二八一	八三一	六五	一、六八二	二、二七三	二、〇四五				
			3 苦情の申出の状況	3 合計	二、二八九	八	二、二八一	八三一	六五	一、六八二	二、二七三	二、〇四五	4 審査請求の状況	4 合計	二、二八九	八	二、二八一	八三一	六五	一、六八二	二、二七三	二、〇四五	5 情報提供の状況	5 合計	二、二八九	八	二、二八一	八三一	六五	一、六八二	二、二七三	二、〇四五				
			3 苦情の申出の状況	3 合計	二、二八九	八	二、二八一	八三一	六五	一、六八二	二、二七三	二、〇四五	4 審査請求の状況	4 合計	二、二八九	八	二、二八一	八三一	六五	一、六八二	二、二七三	二、〇四五	5 情報提供の状況	5 合計	二、二八九	八	二、二八一	八三一	六五	一、六八二	二、二七三	二、〇四五				



情報センター		一二五		〇			
<p>大分県個人情報保護条例（平成十三年大分県条例第四十五号）第三十六条の規定により、令和二年度における同条例の運用状況を次のとおり公表する。</p> <p>令和三年八月二十七日</p> <p>大分県知事 広瀬勝貞</p> <p>一 個人情報の開示請求の状況</p> <p>1 書面による開示請求の件数及び処理状況（単位：件）</p>							
請求件数	開示	一部開示	不開示	存否 応答拒否	不存在		
						適用除外	取下げ
一七七	五七	一六三	一	一	一二		
<p>※ 請求のあった一事業を分割して複数の処分を行っているものがあるため、請求件数と処理状況の件数の計は一致しない。</p> <p>開示請求件数の実施機関別内訳</p>							
区			分				
知事	請求件数						
議会	一三						
教育委員会	二						
公安委員会	七二						
警察本部長	一						
選挙管理委員会	八八						
監査委員	一						
人事委員会	〇						
労働委員会	〇						
<p>2 口頭による開示請求（簡易開示）の状況</p> <p>合計</p> <p>一七七</p>							
<p>区 分</p> <p>知 事</p> <p>職員採用選考</p> <p>現業職員採用選考</p> <p>准看護師試験</p> <p>毒物劇物取扱者試験</p> <p>登録販売者試験</p> <p>クリーニング師試験</p> <p>製菓衛生師試験</p> <p>採石業務管理者試験</p> <p>県立工科短期大学校入学試験</p> <p>職業能力開発校入校選考試験</p> <p>技能検定試験</p> <p>職業訓練指導員試験</p> <p>家畜人工授精講習会修業試験</p> <p>県立農業大学校入学試験</p>							
試験等の名称					件数		
職員採用選考					〇		
現業職員採用選考					一		
准看護師試験					〇		
毒物劇物取扱者試験					〇		
登録販売者試験					三〇		
クリーニング師試験					二		
製菓衛生師試験					〇		
採石業務管理者試験					〇		
県立工科短期大学校入学試験					八		
職業能力開発校入校選考試験					四三		
技能検定試験					五		
職業訓練指導員試験					〇		
家畜人工授精講習会修業試験					〇		
県立農業大学校入学試験					〇		

令和三年八月二十七日

大分県報（公告）

病院事業管	看護師採用選考試験	狩猟免許試験	八	理者	看護師（経験者）採用選考試験	〇
		砂利採取業務主任者試験	〇		助産師採用選考試験	一
		大分県立高等学校入学者選抜	四、一六九		診療情報管理士採用選考試験	〇
		大分県立特別支援学校（高等部及び専攻科）入学者選考	一二		臨床心理士採用選考試験	〇
		大分県立中学校入学者選抜	一七三		病院薬剤師採用選考試験	〇
		警察官及び警察職員採用選考	〇		県立看護科学大学大学院入学試験	〇
		警備員指導教育責任者試験	一		県立看護科学大学特別選抜（推薦、社会人）試験	二九
		猟銃等講習会における考査	〇		県立看護科学大学大学院特別入学試験	〇
		教習指導員審査	〇		県立看護科学大学一般選抜（前期日程、後期日程）試験	二五
		技能検定員審査	〇		県立芸術文化短期大学一般入学試験	一九
人事委員会	運動免許技能試験	一〇九	合 計	県立芸術文化短期大学推薦入学試験	四五	
	運動免許学科試験	一五、二七三		県立芸術文化短期大学専攻科入学試験	六	
	停止処分者講習における考査（短期・中期・長期）	三		県立芸術文化短期大学特別選抜入学試験	一	
	職員採用上級試験	一七五			二〇、三一九	
	職員採用中級試験	一		二 個人情報訂正請求の状況		
	職員採用初級試験	七八		請求件数	訂正	処 理 内 訳
	職員採用医療免許資格職試験	五				
	警察官A採用試験	一九				
	警察官B採用試験	三二		三 個人情報利用停止等請求の状況		
	警察官A（女性）採用試験	四		請求件数	〇	利用停止等
警察官B（女性）採用試験	一九			利用不停止等		
身体障がい者を対象とした職員採用選考	五	四 苦情の申出の状況	〇			
職員採用選考	九					

申請件数	○	備考
五 審査請求の状況		
区分	件数	備考
審査請求件数	一	前年度からの継続一件
処理件数	一	

地方公共団体の物品等又は特定職務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので次のとおり公示する。  
令和三年八月二十七日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 調達をする物品等の種類  
大分県防災映像公開システム機器 一式

二 競争入札の参加者資格

1 次の(一)から(六)までのいずれかに該当する者は、競争入札に参加することができない。

(一) 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者（被補助人、被保佐人又は未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。）又は破産者で復権を得ない者

(二) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団（同条第二号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者

(三) 大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格（令和二年大分県告示第三百二十六号。以下「告示」という。）第九条第一項の規定により、競争入札に参加させないこととされ、定められた期間を経過していない者

(四) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者

(五) 国税又は都道府県税を滞納している者

(六) 資格審査の申請を行う日の属する月の前月の末日（以下「基準日」という。）における

三 入札を希望する者の資格審査申請の方法等

1 申請の方法  
競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、県の所定の競争入札参加資格審査申請書及び添付書類を知事に提出するものとする。

2 申請書の提出先及び問合せ先  
大分県会計管理局用度管財課物品調達班  
〒八七〇―八五〇一 大分市大手町三丁目一番一号  
電話 ○九七（五〇六）二九六五

3 申請の時期  
令和三年八月二十七日（金曜日）から同年九月十六日（木曜日）までとする。なお、申請者が期日以降に申請を希望する場合は、その後も随時に受け付けるが、入札に間に合わない場合がある。

四 入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続

1 有効期間  
入札参加資格の有効期間は、資格を取得した日から令和四年九月三十日までとする。

2 更新手続  
令和四年十月一日以後、入札参加資格を得ようとする者は、告示に基づく入札参加資格の審査の申請により行うものとする。

五 競争入札参加資格審査申請書の入手方法

1 申請書の交付場所  
三の2に同じ。

2 インターネットによる入手  
大分県ホームページ <https://www.pref.oita.jp/soshiki/20100/shikaku2020.html>

六 入札参加資格の取消し等

1 入札参加資格を取得した者が次の各号のいずれかに該当する場合その他知事が必要と認める場合は、当該入札参加資格を取り消し、又は三年以内の期間を定めて競争入札に参加させないことができる。

(一) 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の四第二項に規定する者に該当すると判明した場合

令和三年八月二十七日

大分県報（公告）

(一) 二の(一)から(五)までの事由のいずれかに該当する者と判断した場合  
 (二) 資格審査の申請書及びその添付書類に故意に虚偽の事実を記載したことが判明した場合  
 (三) 競争入札に不参加を希望して十分な業種等の宝を絞り下げる届出を行った場合

2 1により競争入札参加資格を取り消し、又は競争入札に参加を希望する者から入札を撤回し、その旨を当該入札参加資格を取得した者に通知するものとする。

次のとおり一般競争入札に付するので公告する。

令和3年8月27日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

1 競争入札に付する事項

- (1) 調達する物品等の種類  
大分県防災映像公開システム機器 一式
- (2) 借入期間  
令和4年2月1日から令和9年1月31日まで（60か月）

(地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約）

2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

この調達については、次に掲げる全ての要件を満たしている者に限り入札参加を認める。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格（以下「競争入札参加資格」という。）を取得している者であること。
- (3) この調達に係る営業に関し、許可、認可等が必要とする場合において、これを得ている者であること。
- (4) この公告の日から下記11に掲げる開札までの間に、競争入札参加資格を有する者に対する指名停止の措置を受けていない者であること。
- (5) 3に掲げる入札参加申請を行い、入札参加の承認を受けた者であること。
- (6) 納入しようとする物品が仕様を満たすことを証明する書類等を令和3年9月28日（火）午後5時までに大分県土木建築部建設政策課技術・情報システム班へ提出し、審査を受け、承認を得た者であること。

(7) 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次に掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。

なお、資格要件確認のため、大分県警察本部に照会する場合がある。  
 ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団員が役員となつてい事業者  
 エ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用している者  
 オ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材・原材料の購入契約等を締結している者

カ 暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者  
 キ 暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者

ク 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

3 入札参加申請の方法及び期間

大分県物品等電子入札システムにより、入札参加申請を、令和3年8月27日（金）午前10時から同年9月16日（木）午後5時までに行うこと。

なお、紙による入札参加を希望する者は、「紙入札参加届出書（大分県物品等電子入札システム運用基準様式第5号）」及び競争入札参加資格に係る「競争入札参加資格審査結果通知書」の写しを、令和3年9月16日（木）午後5時（必着）までに持参又は郵送（書留郵便）により提出先に提出すること。

提出先 大分県土木建築部建設政策課技術・情報システム班  
 〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号（県庁舎新館7階）  
 電話 097-506-4559

4 入札参加資格のない者で入札を希望する者の手続

競争入札参加資格審査申請書に必要な書類を添付して、次に掲げる時期及び場所に提出すること。

(1) 申請の時期  
 令和3年8月27日（金）から同年9月16日（木）まで（日曜日及び土曜日を除く。）  
 の午前8時30分から午後5時まで。

なお、申請者が期日以降に申請を希望する場合は、その後も随時に受け付けるが、入

<p>札に間に合わない場合がある。</p> <p>(2) 申請書類の入手方法 大分県ホームページから申請書類をダウンロードし、又は(3)にて交付を受けること。 大分県ホームページ <a href="https://www.pref.oita.jp/soshiki/20100/shikaku2020.html">https://www.pref.oita.jp/soshiki/20100/shikaku2020.html</a></p> <p>(3) 申請書類の提出先 大分県会計管理局用度管財課物品調達班 〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号 電話 097-506-2965</p> <p>5 契約に関する事務を担当する部局の名称 大分県土木建築部建設政策課技術・情報システム班 〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号 電話 097-506-4559</p> <p>6 契約条項を示す場所及び日時 大分県ホームページ及び大分県物品等電子入札システムに令和3年9月28日(火)まで掲載することにより契約条項を示す。</p> <p>7 大分県物品等電子入札システムの利用 本案件は、大分県物品等電子入札システムで行う。また、入札に係る事項は、この公告に定めるもののほか大分県物品等電子入札システム運用基準による。 なお、紙による入札参加を希望する者は、入札書を10に掲げる提出場所及び提出期限までに持参又は郵送(書留郵便に限る。)で提出すること。 紙による入札で入札書及び委任状に押印を省略する場合、郵送時の封筒の送り主欄又は持参者の身分証明書等で本人(代表者又は受任者)の確認を行うものとする。</p> <p>8 大分県物品等電子入札システム、入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨 (1) 使用言語 日本語 (2) 通貨 日本国通貨</p> <p>9 大分県物品等電子入札システムによる入札金額の入力期間 入札参加申請が承認された時から令和3年10月7日(木)午後5時まで</p> <p>10 紙による入札参加を希望する場合の入札書の提出場所及び提出期限 (1) 提出場所 大分県土木建築部建設政策課技術・情報システム班 (2) 提出期限 令和3年10月7日(木)午後5時までに必着のこと。</p> <p>11 大分県物品等電子入札システムによる開札 開札予定日時 令和3年10月8日(金)午前10時</p>	<p>12 再入札 開札をした場合において、落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の8第4項の規定により再入札を行う。この場合において、再入札については、入札金額入力期限、開札日時及び最低入札価格を別途通知する。</p> <p>13 入札保証金に関する事項 免除する。</p> <p>14 契約保証金に関する事項 契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付すること。ただし、次の場合は、契約保証金の全部又は一部の納付が免除される。 (1) 保険会社との間に果を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。 (2) 過去2年間に国(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立行政法人及び国立大学法人法(平成15年法律第112号)第2条第1項に規定する国立大学法人を含む。)又は地方公共団体(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人を含む。)と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したものであること。その者が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。</p> <p>15 入札の無効 大分県契約事務規則(昭和39年大分県規則第22号)第27条に規定する事項のほか、次に掲げる事項のいずれかに該当する入札は無効とする。 なお、無効入札をした者は、再度入札に参加することができない場合がある。 (1) 金額の記載がないもの (2) 入札に関する条件に違反したもの (3) 入札書が所定の場所及び日時に到達しないとき。 (4) 入札書に入札者又はその代理人の記名がなく、入札者が判明できないとき。</p> <p>16 最低制限価格に関する事項 設定しない。</p> <p>17 落札者の決定方法 (1) 有効な入札で、大分県契約事務規則第23条の規定により作成された予定価格の範囲内の価格で、最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。 (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、大分県物品等電子入札システムにおいて、電子くじによる落札者決定を行う。</p> <p>18 その他</p>
--	---

(1) この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受け  
る。

(2) その他の詳細は、入札説明書による。

19 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be required

One set of Equipments for Oita Prefecture Disaster prevention video  
Publishing system

(2) Time limit for tender

5:00 p.m. 7 October 2021

(3) Management Bureau Address

Construction Policy Division

Oita Prefectural Government

3-1-1 Ohte-machi, Oita city 870-8501

Tel 097-506-4559